

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 8 号

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年亀山市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」を加える。

附則第 3 条中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。